資料１

『新生ふくしま復興推進本部』が担う機能

◆目的◆ 全庁一体となった 復興・再生の推進

新生ふくしま復興推進本部
（本部長：知事）

復　興　庁
（福島復興再生総括本部）

福島復興再生総局
- 福島復興局
- 福島環境再生事務所
- オフサイトセンター

国への働きかけ・折衝
- 予算要求
- 法・制度改正要望（規制緩和等）
- 基本方針の改定
- 協議会等での折衝

連携・調整
福島の復興の一体的な推進

【事務局】 事務局長＝企画調整部長＜総合調整権＞

Ⅰ　各種計画の一体的推進
①復興・再生の取組の年度目標設定・進行管理
②総合計画・復興計画・福島特措法の各計画の一体的推進
③福島特措法・予算措置等による国の施策の具現化

Ⅱ　窓口の一元化(集約・調整機能の発揮)
Ⅲ　課題解決方策の提案及び促進
Ⅳ　総合調整機能強化

【総括班】
班　長：企画調整部政策監
副班長：市町村担当次長、避難地域復興局次長、環境回復推進監、原子力損害対策担当次長、企画調整課長

総　合　調　整

【事務局各班＝各部局】
知事直轄班　総務班　企画調整班　避難地域復興班
生活環境班　保健福祉班　商工労働班　農林水産班
土木班　教育班　県警察班　…

連携・協働
- 課題の共有
- 広域的調整
- 解決に向けた協働

市　町　村

避難地域市町村
双葉８町村
田　村　市
南相馬市
川　俣　町
飯　舘　村

被災市町村（全市町村）

地域の実情の共有

地域の実情に応じた連携・対応

地方本部
（本部長：地方振興局長）

【一体的に取り組むプロジェクトチーム等】
①新たな課題に即応するPTの設置
②既存のPTの活動推進（宿舎確保対策、産業復興、津波被災地域県土整備）
③生活拠点・帰還支援ＰＴ、④除染・廃棄物対策推進会議、⑤避難者支援連絡調整会議